

静鉄観光バス

静鉄ジョイステップバス株式会社

運輸安全 報告書



2022 年度

 Shizu
tetsu

街にいろどりを。人にときめきを。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	3
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	4
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	5
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	6
5. 輸送の安全に関する重点施策	7
6. 輸送の安全に関する計画および実績	10
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	30
8. 各種表彰関係	31
9. 安全管理規定・安全統括管理者	32
10. 事故、災害に関する報告連絡体制	38
一般貸切自動車運送事業者安全情報報告書	39

本レポートは…

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心・快適」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

1. 輸送の安全に関する

基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

安全輸送方針

静鉄ジョイステップバス株式会社は、
静鉄グループの
「安全・安心・快適のあくなき追求」
という経営理念のもと、
旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、
絶えず事故防止活動
を継続することを誓います。

私たちの運転行動は、「**認知**・**判断**・**操作**」であり、
そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を
秘めています。

- 常に正しい「**認知**」をするために社員は、
健康管理を確実にを行います。
- 常に適切な「**判断**」をするために社員は、
交通ルールや社内規則を守ります。
- 常に正確な「**操作**」をするために社員は、
車両を確実に点検し、訓練によって
運転技術を磨きます。

制定日 2016（平成 28）年 12 月 15 日

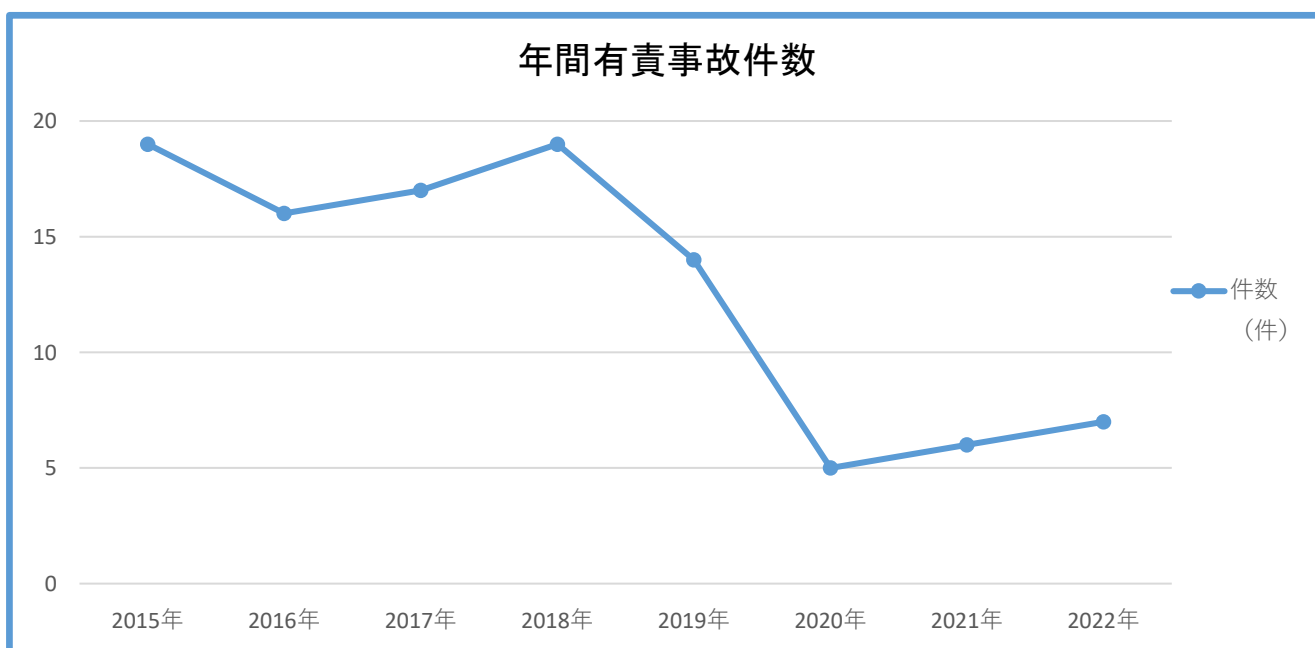
2.輸送の安全に関する目標 および当該目標の達成状況

目 標		事故件数	達成状況
重大事故件数 (静岡運輸支局報告)	0件	0件	○
人身事故件数	0件	0件	○
年間有責事故件数※	3件以内	7件	×
年間事故防止目標に起因する事故 「右左折時には、最徐行・一時停止の実施 (重大事故を起こさない)」		6件 (交差点2件・その他箇所4件)	×

2022年度は新型コロナウイルス感染拡大が落ち着き、稼働が少しずつ増えてくることを予測し、重大事故が起きやすい交差点内における事故防止目標を設定し取り組みいたしました。結果、2021年度まで長きに年間目標に掲げていた後退事故については0件でしたが、重大事故はありませんでしたが年間事故防止目標に起因する右左折時に係わる事故が、交差点にて2件、その他箇所にて4件発生いたしました。

年間有責事故件数

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
件数(件)	19	16	17	19	14	5	6	7



3.自動車事故報告規則第2条に 規程する事故に関する統計

2022年4月1日から2023年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

2022年度	
交通事故	0件
車両故障	0件

【参考】自動車事故報告規則第2条（抜粋）

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

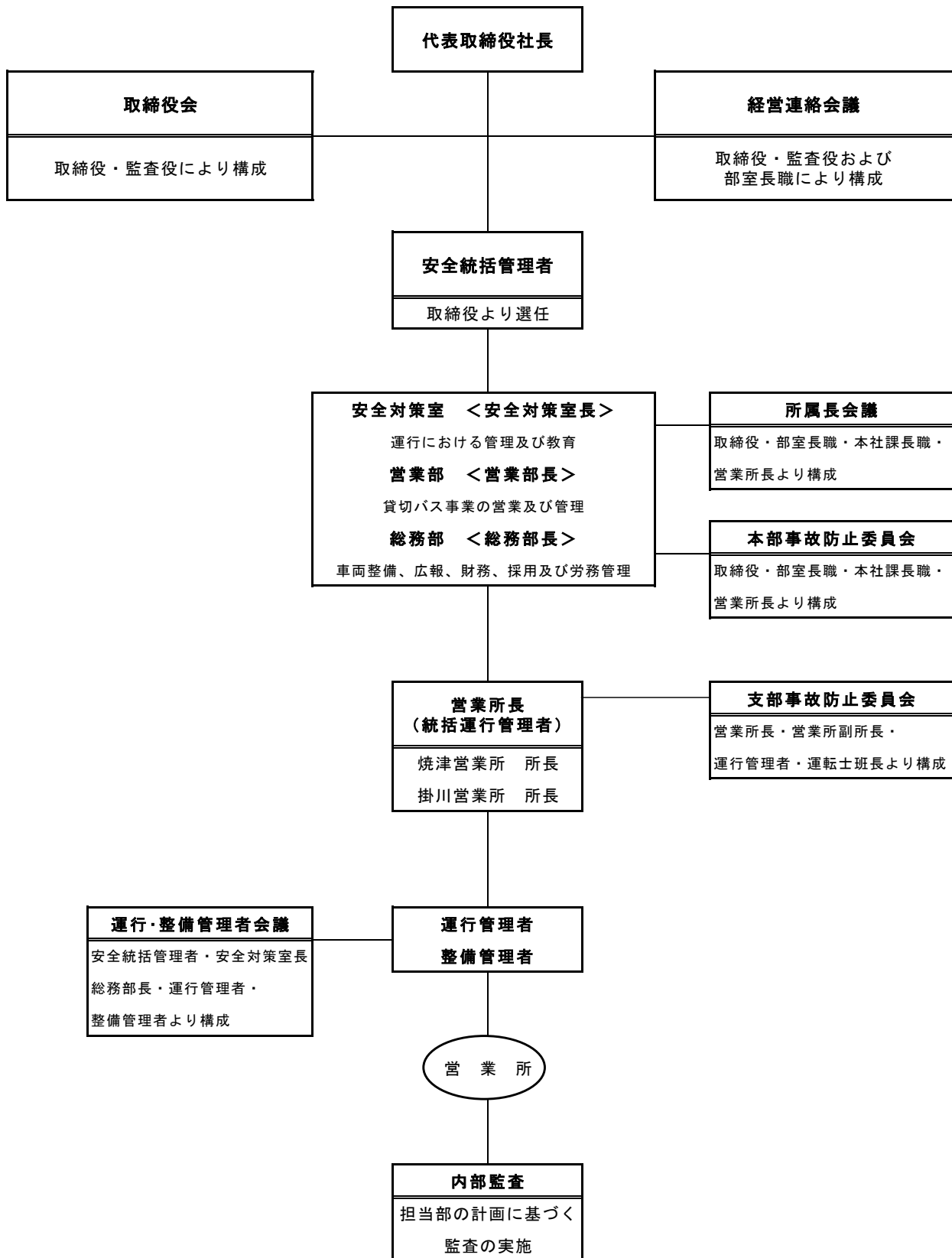
- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者（注1）を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (5) 自動車の積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物・火薬類等）
- (6) 自動車の積載されたコンテナが落下したもの
- (7) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）が生じたもの
- (8) 酒気帯び運転無免許運転、大型自動車等無資格運転を伴うもの
- (9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- (10) 救護義務違反があったもの
- (11) 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- (14) 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

注1：14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等

（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第2号又は第3号）

注2：11日以上治療を要する傷害（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第4号）

4.輸送の安全に関する組織体制 および指揮命令系統



5.輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、重点施策を定めて実施してまいりました。

年間事故防止目標

右左折時には、最徐行・一時停止の実施（重大事故は起こさない）

後退時の操作手順5項目

- ①一時停止しハザードを点灯後、一呼吸おいて駐車スペース全体の確認
- ②窓を開け、顔を出して目視確認を行う
- ③狭小地等で安全が確認できない場合は下車確認する
- ④出来る限り真っ直ぐな状態でバックする
- ⑤完全に停車する前2mの位置で一時停止し再度の確認を行ってから
時速5km程度でバックを行い完全停車する

年間事故防止施策

1. 安全行動の確実な実施

- 出発点呼時に指差確認呼称の実施
『左・前よし、右よし、車内よし発車・横断歩道よし』（点呼カメラで実施確認）
- 指差確認呼称『左・前よし、右よし、車内よし発車』実施状況の確認（年間4回の監査実施）
- 後退時の操作手順5項目の実施状況の確認（年間4回の監査実施）
- アルコール検知異常者の撲滅
- 出発前に車両周回確認（歯止めを取る前に実施）
- 日常・終業点検を確実に実施『強化月間5～6月、10～11月』（強化月間に監査の実施）

2. 情報の共有

- ドラレコ ヒヤリハット画像（場所）を共有しハザードマップ掲示
- 全体班長会議の開催（年間4回実施）
- ヒヤリハットの情報収集の強化（年間1回の表彰実施）

3. 営業所単位での事故防止体制の構築

- 営業所別事故防止目標の策定
焼津・掛川営業所
指差確認呼称『左・前よし、右よし、車内よし発車』実施状況の確認（年間4回の監査実施）
- 班別会議、班長会議・運行管理者会議の実施

年間基本重大事故撲滅5項目の徹底

1. 発車の操作

- ① 指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車」を行う。

2. 交差点の操作

- ① 黄色信号の進入は絶対厳禁とする。
(歩行者用信号点滅時は速度を緩め、停止の準備をする)
- ② 右折時には、交差点中心で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停車した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)
- ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進行する。(矢印信号は除く)

3. 横断歩道の操作

- ① 歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。
- ② 歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離しブレーキペダルに足を置く。

4. 車間距離の操作

- ① 走行中は、速度に応じた追従距離を確保。(運行管理規定参照)
- ② 停車中は、前車のナンバープレートが確認できる車間距離2m以上を確保する。

5. 危険を予知した時の操作

すぐに停止できる速度で徐行を行う、または一旦停止する。

※ 危険を予知した時とは、「子どもの飛び出し」や「自転車・二輪車・バイクの飛び出し」等の予知された時であって、予め場所は指定しない。但し、過去の発生場所は実施。

防衛三原則の徹底

1. 調節

運転は常に道路・交通・天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずからの責任事故を起こさない。

2. 集中

進路付近の通行人・車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。

3. 謙譲

安全のためには、相手の不法、不当行為にも、みずからの権利を、思いやりの気持ちをもって、譲り合いの精神で進んで避譲する。

月間事故防止目標

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

時 期	目 標	達成状況
4月	思いやり運転の実施 （4～6月安全運転コンクール実施、春の全国交通安全運動） ※交差点付近・横断歩道での指差確認呼称の実施	○
5月	確実な日常点検の実施 （4～6月安全運転コンクール実施） ※日々の日常点検の重要性を再度確認	○
6月	梅雨期・降雨時の急のつく運転の厳禁 （4～6月安全運転コンクール実施） ※急発進・急ブレーキ・急ハンドルの厳禁	○
7月	自ら健康管理、健康起因による事故「ゼロ」 ※日々の睡眠を十分とり健康管理と体調管理を万全に！	○
8月	静止物への事故防止 ※出発前の車両周回確認、停車時車両周辺の下車確認	○
9月	マイクを活用した安全確保、車内事故防止 （秋の全国交通安全運動実施） ※シートベルト装着案内・目視確認し、 なめらか発進・ブレーキ・ハンドル操作を心掛ける	○
10月	改善基準告示・社内規定の遵守 ※連続運転にならない運行計画、自身できっちり管理	○
11月	渋滞、混雑時の安全な車間距離確保 ※0.1.0.2運動を実践し安全な車間距離を確保（自ら危険を作らない）	○
12月	夕暮れ時、16時からのライトオン （年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施、年末の交通安全県民運動） ※16時からのライトオンで相手に自車の存在を認識させる	○
1月	雪道走行・凍結箇所の事故防止 （年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施、年末の交通安全県民運動） ※スタッドレスタイヤを過信せず、早めのチェーン装着がプロ運転士	○
2月	自ら健康管理、健康起因による事故「ゼロ」 ※日々の睡眠を十分とり健康管理と体調管理を万全に！	○
3月	危険予測して防衛運転の励行 ※死角に隠れた危険を予測し、オーバーハング・内輪差を考慮した運転	○

6.輸送の安全に関する

計画および実績

1. 経営トップによる事故防止・安全への取り組み

2022年度も全社員講習会を春と冬の2回行い、全従業員に当社の代表取締役社長より、会社の現状説明、事故防止について、新型コロナ感染対策等を伝え、『安全輸送こそが事業の全てである』という高い意識を伝えました。また、焼津営業所、掛川営業所の2営業所において、双方コミュニケーション・意見交換を目的とした職場巡視を3年ぶりに実施いたしました。

全社員講習会

実施日	① 2022年 4月 4日 ・ 4月 6日 ② 2022年 12月23日 ・ 12月26日
場 所	焼津市総合福祉会館（ウェルシップやいづ）
参加者	乗務員含む全従業員



職場巡視

実施日	焼津営業所 2023年 2月 6日 掛川営業所 2023年 2月 8日
参加者	各営業所 所長、各営業所運行管理者、安全対策室 課長



2. 安全統括管理者による職場巡視

当社安全統括管理者が各営業所へ出向き、事故防止対策を指導するとともに法改正等の重要な事項を直接伝達、また、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」13項目に沿った教育の進捗状況の確認・指導をする職場巡視を実施したほか、安全統括管理者による指導のもと、本社会議室及び焼津営業所車庫内にて緊急時対応訓練を運転士、バスガイドの全乗務員はじめ、添乗業務に携わる営業担当者などが3班に分かれ、車両火災についての座学と誘導実地訓練も行いました。

職場巡視

実施日	焼津営業所 2022年 6月16日
	掛川営業所 2022年 6月17日
参加者	各営業所 所長、各営業所 運行管理者、安全対策室課長・係長



緊急時対応訓練

実施日	① 2022年 6月15日
	② 2022年 6月16日
	③ 2022年 6月17日
場所	本社会議室、焼津営業所 車庫内
参加者	各営業所 所長・運転士・運行管理者・バスガイド・営業部・総務課



3. 定例会議での事故防止関係

1. 所属長会議

参加者	社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所長			
実施日	4月27日	5月27日	6月27日	7月29日
	8月25日	9月30日	10月28日	11月25日
	12月26日	1月27日	2月25日	3月29日

2. 本部事故防止委員会

参加者	社長、安全統括管理者、本社管理職、営業所長、内部監査委員			
実施日	4月13日	5月16日	6月13日	7月15日
	8月10日	9月9日	10月11日	11月11日
	12月8日	1月17日	2月8日	3月15日

本部事故防止委員会の<目的>

- 議論を通じ、自動車運送事業者（バス事業者）の使命は輸送の安全確保が絶対的な条件であり、社会的な責務であることを認識させること
- 更なる安全管理体制の向上や安全風土を構築させるための、再発事故防止に必要な見直し・改善を行うこと
- ヒヤリハットおよび危険運転事例について、ドライブレコーダーを活用し、経営トップ・安全統括管理者をはじめとする管理職間で情報共有を図り運転士の指導に活かすこと

3. 支部事故防止委員会

	焼津営業所	掛川営業所
参加者	所長・運行管理者・運転士	
実施日	5月～6月 班別実施 3月2日	5月23日 12月22日

4. 全運転士への個人面接指導

営業所長による個人面談

	焼津営業所	掛川営業所
カウンセリング付き 適性診断受診後の指導	16名	2名
定期健康診断結果に基づく指導	春38名 冬35名	春10名 冬9名
SAS検査結果に基づく指導	11名	3名
MRI検診結果に基づく指導	9名	3名
飲酒習慣アンケート結果に 基づく指導	2名	0名
ドライブレコーダーの記録を利用 した運転特性に応じた個人指導	148回	44回

5. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

運輸安全マネジメントに関する内部監査

経営トップと安全統括管理者に、運輸安全マネジメント14項目のガイドラインに沿ったインタビューを行いました。

実施日	2023年 2月16日 ・ 2月17日
代表者	代表取締役社長 八木善一郎
安全統括管理者	常務取締役(安全対策室長委嘱) 池田 博久
内部監査リーダー	総務部長 武田 真一
内部監査員	営業部貸切受注課 副課長、係長、営業部旅行営業課 係長 総務部総務課 係長2名、安全対策室 係長 以上6名
監査目的	安全管理体制の構築・改善における取り組みの適合性および安全管理体制の有効性の確認を行うことにより、安全管理体制上の課題や問題点を見出すこと
重点監査項目	代表取締役社長および安全統括管理者へのインタビューによる安全管理体制の主体的関与および継続的改善
評価すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ①「安全輸送こそが全てに優先される」という意識の高さ ②自社の収集したヒヤリハットの分析と活用 ③他車で起こった事故を他人事とせず、自社でも起こりうる事故として想定し、車両火災事故の訓練やフットブレーキについて講習会に取り入れたこと ④昨年に続き、改善基準違反「連続運転時間」の社内基準見直しに伴い全社員の意識向上 ⑤運行管理者の課題をあらい出す為に研修やクロスチェックを行い、問題解決への取り組みが見られる ⑥異業務担当者を監査員に任命し、内部監査を会社のクロスチェックと位置づけとして行われている ⑦LINEを活用した情報共有の迅速化
期待すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ①コロナ禍でも安全輸送に向けた計画通りの取り組みを期待します <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者（点呼管理者）の質の向上 ・スタンダードマニュアル改訂の実施 ・重大事故発生時を想定した年1回の模擬訓練（マスコミ対応も含む）の実施 ②Safetylink24の有効的な活用方法の見直しの実施 ③内部監査員のNASVA等の外部監査受講（研修）によるスキルアップの実施

営業所保管書類に関する内部監査

実施日	① 2022年 7月11日 ・ 7月12日 ・ 7月14日 ② 2022年 12月12日 ・ 12月19日 ・ 12月20日 ③ 2023年 3月 2日 ・ 3月 3日 ・ 3月 6日
場 所	焼津営業所 ・ 掛川営業所
対象者	焼津営業所長 ・ 掛川営業所所長 ・ 各営業所 運行管理者選任者
監査員	安全対策室 課長、係長
監査項目	各種法定書類の保存状況の確認 ①苦情の記録 ②運送引受書の写し ③損害賠償措置を講じていることを証する書類 ④点呼の記録 ⑤乗務記録 ⑥運行記録計による記録 ⑦事故の記録 ⑧運行指示書 ⑨乗務員台帳 ⑩指導監督の記録、適性診断実施の記録 ⑪点検整備記録 ⑫労働基準法第36条の協定書 ⑬労働基準法第89条の就業規則 ⑭労働者名簿 ⑮健康診断結果の記録
措置内容	●印鑑の押印漏れについて指摘 ●時間等の記載について誤記入を指摘 ●乗務員台帳健康診断要精密者結果記入漏れ、免許証更新確認し忘れを指摘 他 ⇒後日、訂正内容を確認済

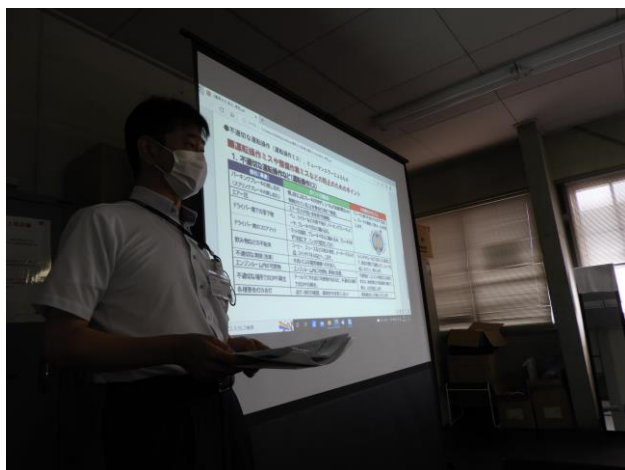
出先監査

実施日	4月27日 ・ 4月28日 ・ 10月18日 ・ 10月20日 ・ 10月25日 ・ 10月26日 ・ 11月 2日 ・ 11月24日 ・ 12月 3日 ・ 12月 4日 ・
場 所	配車場所 各地（観光バス駐車場・学校敷地内・JR駅付近など）
対象者	運転士 ・ バスガイド
監査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・身だしなみ（制服・制帽・名札・リボン・靴・靴下・車内名札） ・ミーティング態度、私語 ・歯止め、踏み台 ・出発前の車両周回確認 ・出発時の挨拶 ・シートベルトの着用案内、目視確認 ・指差確認呼称の様子 ・お出迎え、お見送りの様子 等
指導項目	<ul style="list-style-type: none"> ●指差確認はできている者が多いが呼称まではできていない ●出発前の車両周回確認ができていない ●シートベルトの着用案内が口頭ではできているが目視確認までしていない ⇒該当者に直接指導の他、全社員講習会でスタンダードマニュアルの再確認実施



6. 緊急時対応訓練

実施日	① 2022年 6月15日 ② 2022年 6月16日 ③ 2022年 6月17日
場 所	本社会議室、焼津営業所 車庫内
参加者	各営業所 所長・運転士・運行管理者・バスガイド・営業部・総務課
訓練目的	高速道路上での車両火災による緊急停車時における適切な対応訓練
訓練項目	座学 <ul style="list-style-type: none"> ・安全統括管理者より ・バス火災事故の状況・原因について（動画・写真・他 資料用い指導） 実地訓練（対処方法を確認すると共に実技指導） <ul style="list-style-type: none"> ・高速上で車両火災が起きた場合の車両取扱い方法の確認 ・乗客への指示の仕方、避難方法、誘導方法の確認 ・110番または119番、運行営業所への通報必要事項の確認



7. 運輸防災マネジメント

頻発化・激甚化する自然災害が輸送の安全の脅威になっています。防災意識を一層向上させ、防災体制の構築と実践を進める際の参考とすべき考え・心得を取りまとめた運輸防災マネジメントを制定しております。

防災基本方針

静鉄ジョイステップバス株式会社は、
自然災害発生時における対応では安全を最優先し、
お客様と社員の安全確保と事業資産の保護を図り、
災害復興における輸送使命を果たすことを基本方針とします。

【1】東海沖地震における津波避難

人命を最優先し指定の避難場所へ速やかに避難します。

【2】台風・大雨による水害避難

人命を最優先するとともに車両浸水被害を防止します。
※原則として安全場所へ責任を持って車両を移動します。

【3】事業拠点の見直し

事前のリスク回避としてハザードマップを基に営業所の移転を策定します。

事業継続計画(BCP)

自然災害は必ず起きることを心得、発生時に冷静な判断と行動ができる
体制・具体的(計画)を策定するとともに定期的な訓練を実施します。

8. 防災訓練の実施

日程	2022年 9月 1日
場所	本社 ・ 焼津営業所 ・ 掛川営業所
参加者	安全対策室室長、安全対策室・焼津営業所 所員、乗務員・営業部・総務課・整備課・掛川営業所 所員、乗務員
目的	<防災基本方針>東海沖地震における津波避難 人命を最優先し指定の避難場所に速やかに避難
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達訓練 ・ Safetylink24 緊急通報・安否確認システムを利用した安否確認訓練 ・ 従業員の一時的避難訓練：避難場所、避難経路の確認



9. 日本坂トンネル防災訓練・バス設備説明会へ参加

日程	2022年 9月15日
場所	東名高速道路 日本坂トンネル内（上り）
参加者	乗務員2名
目的	トンネル内での有事の際に、安全・円滑に処理ができるよう設備等の見学・放水の様子を見学。有事の際の行動、安全への取り組みを再認識させた。
訓練・見学・実施項目	<p>消火訓練、ジェットファンや水噴霧設備の見学、消火栓設備、非常口確認 [当社より関係者様へバス設備等について下記事項について説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンジンが止まってしまう電気が使えない場合に手でドアを開閉させる方法 ・非常用出口の開閉方法や脱出方法について ・非常用に搭載している設備(非常ブレーキ等)、備品等について ・バスジャック時の対応について 等

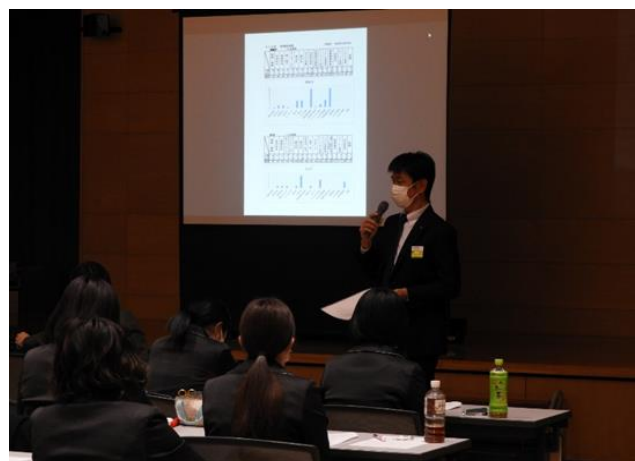


10. 全社員講習会を実施（年度内2回実施）

実施日	2022年 4月 4日 ・ 4月 6日
場 所	焼津市総合福祉会館（ウェルシップやいづ）
参加者	乗務員を含む全従業員
指導員	安全統括管理者 ・ 総務部 部長 ・ 整備課 課長 ・ 安全対策室 課長
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒヤリハット提出数上位者表彰 ・ 新型コロナウイルス感染防止対策について ・ ハラスメントについて ・ 日常点検、終業点検の必要性について ・ 指差確認呼称について ・ 安否確認の必要性について ・ バスジャックについて ・ ドラッグについて ・ 自社ドライブレコーダーによる講習 他



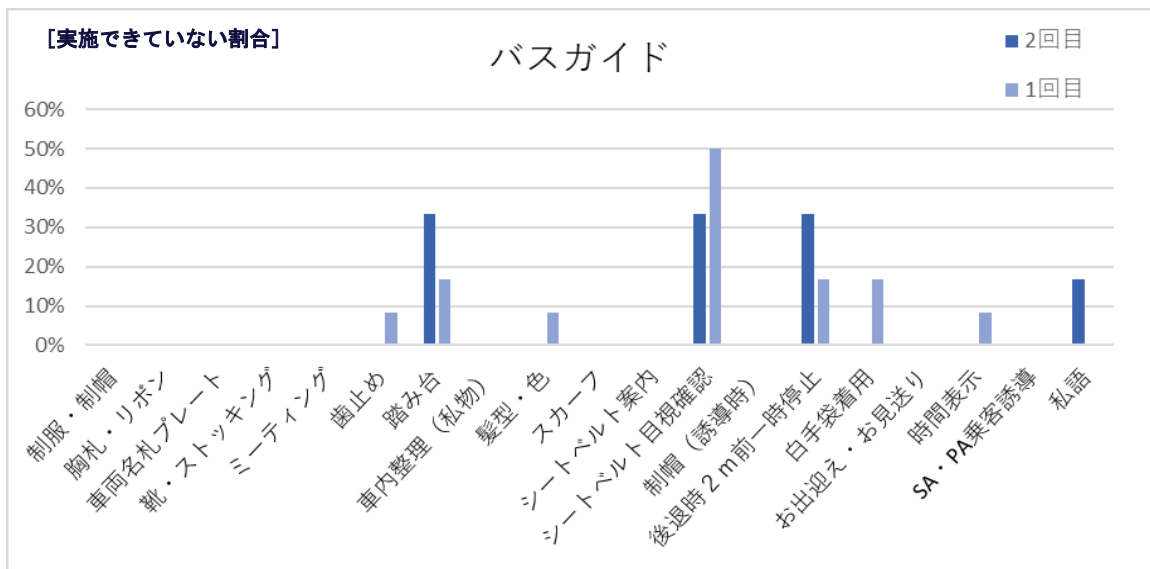
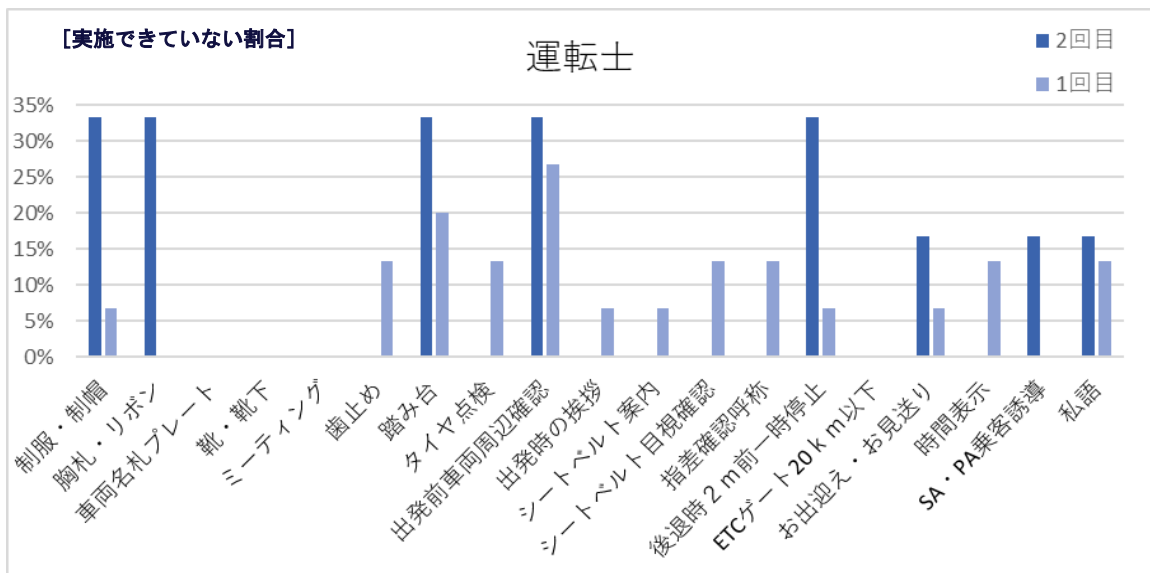
実施日	2022年 12月23日 ・ 12月26日
場 所	焼津市総合福祉会館（ウェルシップやいづ）
参加者	乗務員を含む全従業員
指導員	安全統括管理者 ・ 整備課 課長 ・ 安全対策室 課長、係長
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『記憶と教訓～先輩たちからのメッセージ』DVD視聴 ・ 中部貸切バス適正化センターによる巡回指導件数と項目について ・ 事故から学ぶ車両の特性（変則装置）について ・ 改善基準告示について ・ 出先監査結果をふまえてスタンダードマニュアルの再確認 ・ 自社ドライブレコーダーによる講習 他



11. モニタリングチェック

2022年度、自社主催のバスツアーに社員が乗客として乗車し、運転士やバスガイドの現場での様子を確認するモニタリングチェックを実施いたしました。お客様目線で、また他部署社員の目線で見る事で評価できる点や課題点などを見出すことができました。

実施回数	1回目 6月（6回）・7月（2回）・8月（5回） 2回目 12月（2回）・1月（1回）・2月（1回）・3月（2回）
場所	静岡県・山梨県・岐阜県・愛知県・三重県・東京都内、各地 観光地
対象者	運転士・バスガイド
確認者	当社社員（営業部・総務部・安全対策室）
確認項目	身だしなみ（制服・制帽・名札・リボン・靴・靴下・車内名札） 歯止め、踏み台、タイヤ点検、出発前の車両周回確認、出発時の挨拶、シートベルトの着用案内、目視確認、指差確認呼称の様子、後退時2m手前一時停止（バック誘導）、お出迎え、お見送りの様子、乗客誘導、ミーティング態度、私語 等



12. 雪上訓練

実施日	2023年 1月12日
訓練地	長野県 志賀高原
参加者	10名（運転士・運転士班長・整備士・営業担当者・安全対策室）
内容	チェーン脱着訓練、積雪及び凍結道路の走行訓練、登坂・降坂時の走行訓練、寒冷地における車両の取扱い、道路状況の把握、スキー場の位置・施設などの確認（実技・座学）
課題/改善項目	初めて日帰り行程にて実施を試みたが、着脱訓練や走行訓練に一人あたりに十分な時間が取れなかった。次年度は宿泊行程にて訓練を実施する。



13. 運行管理者研修

実施日	2023年 1月13日
場 所	本社 会議室
参加者	各営業所 所長、各営業所 運行管理者、安全対策室 課長、係長
目 的	安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録（営業所保管資料等）を適切に管理する重要性について再度認識させ、漫然となりがちな点呼執行の問題点、改善すべき点などを見出す。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点呼業務の責務について（運行管理規定・スタンダードマニュアル） ・ 点呼カメラを利用した自身点呼業務のフォローアップ ・ 他者点呼執行者とのクロスチェック
課題/改善事項	焼津営業所は乗務員が点呼を受けるスペースが狭く、台数口や時間が重なる際、厳正な点呼ができていないと見受けた為、点呼場所のレイアウトを変更する。（2023年2月実施済み）



焼津営業所 点呼場所レイアウト
【変更前】



【変更後】



14. 旅客自動車ドライバーの研修

日程	2022年 9月13日 ~ 9月14日
研修所	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所（茨城県ひなちなか市）
参加者	3名（運転士）
内容	車両の特性、運転適性検査（CRT）、交通心理学、日常点検、基本走行、ブレーキング、スキッド走行、課題走行（理論・実技）



15. 高齢（シニア）運転士への特別指導

65歳に到達した運転士は適齢診断を受診し、その後は3年に1度の頻度での受診が法令で定められておりますが、当社では2年に1度の受診を行っており、年に1度、社内での特別指導を行っております。

実施日	2023年 2月23日
場所	本社会議室 ・ 焼津営業所 車庫内
対象者	65歳以上の運転士
指導員	安全対策室
講習内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年度の事故件数について ・ KYT紙上トレーニング ・ ブレーキとアクセルのペダル踏み間違い事故について ・ ヒューマンエラー ・ 認知症チェックリスト、脳トレ ・ 健康起因事故防止 ・ 運転者に行う『指導・監督マニュアル』の改正概要について ・ ドライブレコーダー映像による指導（2022年度事故） ・ 実技向上訓練 たこつぼ実技教習 （入口3m・縦横1辺16m正方形内で全長12mの大型バスを操縦） ・ 実技向上訓練 縦列駐車実技教習 （縦4m、横16m長方形へ大型バスを後退にて操縦し駐車する）

16. ドライブレコーダーを活用した教育

乗務員より提出されたヒヤリハット等のドラブレコーダー映像を活用し、下記の機会において共有及び教育を行っております。

- ①全社員講習会（年2回実施）
- ②本部事故防止委員会
- ③支部事故防止委員会
- ④シニア教習
- ⑤安全対策室での教育
- ⑥各営業所でのグループ教育
- ⑦各営業所での個別教育



17. 健康管理の実施

乗務員の健康管理のため下記の取り組みを行っております。

- ①年2回の健康診断
- ②睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査（隔年にて実施・CPAP治療を継続している者は除く）
- ③脳MRI検診（3年に1回実施）
- ④ストレスチェック
- ⑤健康管理マニュアルの活用
- ⑥要健康管理者との面談
- ⑦点呼モニターによる点呼実施時の健康状態(マスクを外した顔色等)の記録 他



18. 社内飲酒運転防止の取り組み

アンケート調査と結果の発表による啓蒙

4月、12月に従業員に対して飲酒習慣に関するアンケートを行い、結果を各所属長・全従業員に共有することで、飲酒習慣への意識向上を図っております。

19. 非常口や非常停止ボタンの使い方の周知

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの一部改正に伴い、事故時等の非常時に備え、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方・非常停止時のバスの挙動等に係わるバス車内の案内タリフを刷新しました。

ごあんない 静鉄観光バス 静鉄ジョイステップバス株式会社

このバスには、**ドライバー異常時対応システム**が搭載されています。
国土交通省指定「ドライバー異常時対応システム基本設計書」に準拠

バスの運転者が急病等で運転できなくなった場合、**非常ブレーキのカバーを開けスイッチを押してください。**
 バスは緊急停止します。
※運転士自らが4歳の児童等により非常ブレーキを操作し緊急停止させることがあります。

●非常ブレーキスイッチは**客席最前列左右天井と運転席**に設置されています。赤いフラッシュを外し、中にある赤いレバーを引いて扉をあけてください。

●非常口は**客席後方**にあります。赤いフラッシュを外し、中にある赤いレバーを引いて扉をあけてください。

非常ブレーキが作動したら
 ドライバー異常時対応システム作動時、バスは音と光等による警報を発します。非常ブレーキによる急制動等に備え、以下の体制をとってください。

- ・深く息をかけ肘かけ等しっかりとおつかまりください。
- ・小さなお子様をお連れの方は、お子様をしっかり抱きかかえてください。

おねがい
 バスが緊急停止後、駐車ブレーキを引き、警察・消防等へ通報願います。緊急停止後は、危険ですのでおやみに車外に出ないようにしてください。運転者の異常時以外は、非常ブレーキスイッチを押さないでください。
※乗客の乗降開始後の始動で、一時的に停止の操作は通常より緊急停止とは異なります。

ごあんない 静鉄観光バス 静鉄ジョイステップバス株式会社

バスは安全な運行に努めており、お客様の安全を常に最優先に運行しておりますが、万が一危険な状況や事故が発生する場合に備えて、下記事項にご留意ください。

走行中はシートベルトをお締めください。

緊急事態が発生した場合は、乗務員の指示に従って行動してください。

乗務員が負傷、外部への連絡ができない場合には、下記の事項をお願いします。

- 1 消防（救急車）、警察、バスの乗客所に連絡して下さい。この場合、消防、警察等に状況を説明して指示をお受け下さい。
※緊急連絡先は緊急時に異なります。
- 2 高速道路上では、他の車車が高速で走行しているため、おやみに車外に出ないで下さい。
- 3 停車後、可能であれば「ヘッドランプ・スイッチ」の操作をお願いします。
ヘッドランプは道路の前方を照らすために付く点灯は、ヘッドランプの点灯ボタンで操作して下さい。

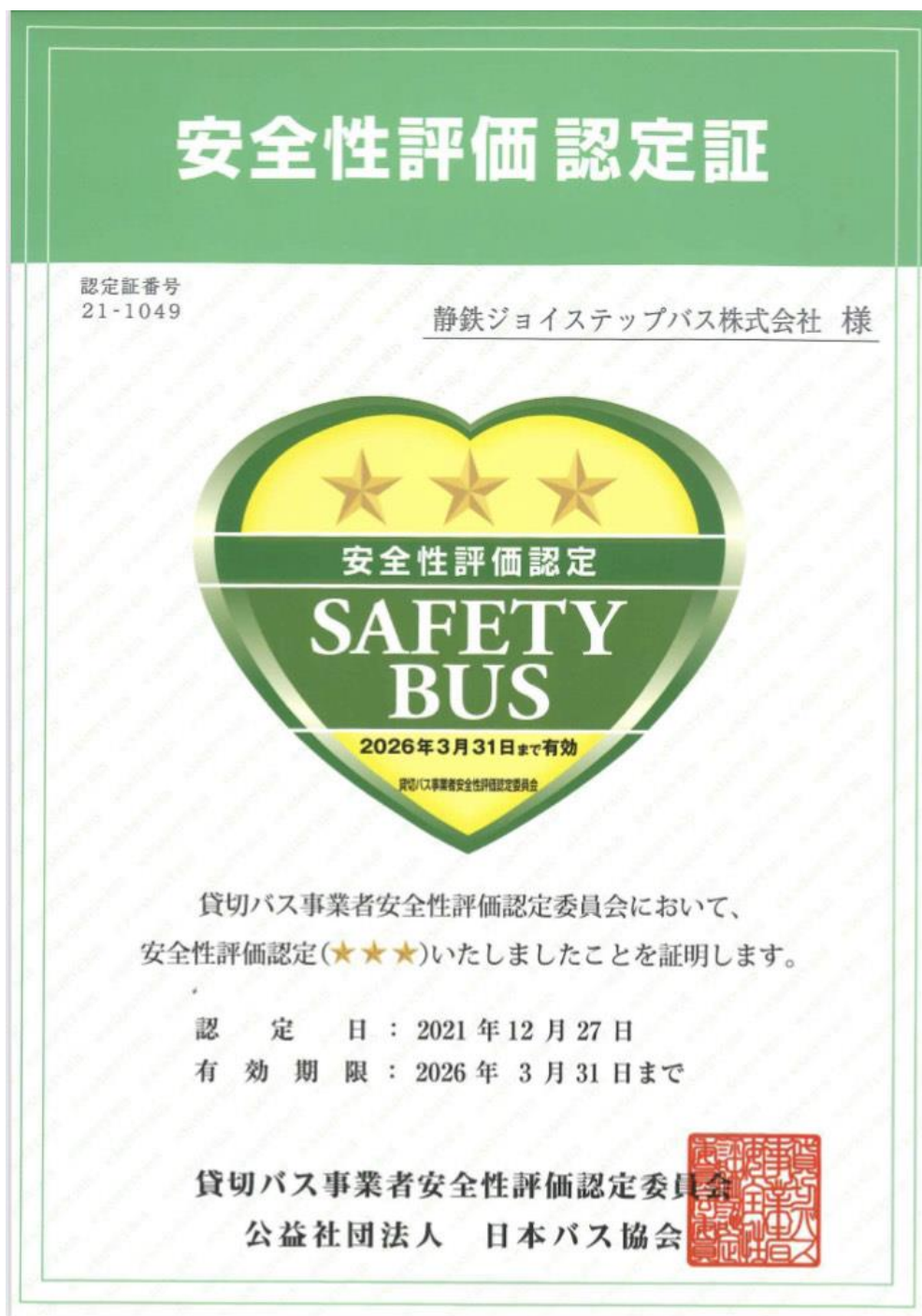
静鉄観光バス

20. 運輸安全マネジメントに関する各種セミナーへの参加

- | | |
|---|-------------|
| ●運輸安全マネジメントガイドラインセミナー | 5名受講 |
| ●安全マネジメント内部監査セミナー | 3名受講 |
| ●適性診断活用講座 | 1名受講 |
| ●安全マネジメントリスク管理セミナー | 2名受講 |
| ●中部運輸局自動車事故防止セミナー | 2名受講 |
| ●国土交通省プロドライバーの健康管理・
労務管理の向上による事故防止に関するセミナー | ライブ配信にて3名受講 |
| ●運輸防災マネジメントセミナー（上期） | ライブ配信にて2名受講 |
| ●運輸防災マネジメントセミナー（下期） | ライブ配信にて3名受講 |

21. 貸切バス事業者安全性評価制度【三ツ星】

「2021年度貸切バス事業者安全性評価制度」の審査の結果、最高ランクである三ツ星の更新認定を受けました。なお、審査では当社の取り組み状況は100点満点中90点以上と評価され、次回の更新は4年後（2025年度）となります（90点未満の場合、次回更新は2年後）。「貸切バス事業者安全性評価制度」とは、貸切バス事業者の安全性に対する取組状況について評価・認定する制度です。



このマークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。

「SAFETY BUS」（セーフティバス）は、安全に対して弛まぬ努力をし続けているバスを意味しています。

7.輸送の安全に関する

予算等の実績額

2022年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

単位：千円（税抜）

1	新車購入1台（小型）	8,170
2	定期健康診断	693
3	特定業務健診（深夜業）	581
4	睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査（14名）	130
5	脳MRI/MRA検査（12名）	240
6	カウンセリング付き一般診断(19名)	82
7	全体講習会・外部研修・試験費用	191
8	運転記録証明（101名）	67
9	営業所無事故報奨金	50
10	雪上訓練（日帰り・志賀高原）	43
11	ドライブレコーダー後方カメラ増設費用	466
12	モバイルアルコール検知器費用	120
13	雑費（非常停止時バス車内案内タリフ作製費等）	17
	総計	10,850

8.各種表彰関係

- 令和4年度優良バス運転者静岡県バス協会 会長表彰 1名受賞
- 令和4年度静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰 1名受賞
- 令和4年度静岡県高速道路交通安全協議会 支部長表彰 3名受賞
- 令和4年度安全運転コンクール静岡県バス協会会長表彰 焼津営業所受賞
- 静岡県交通安全協会会長表彰「交通安全優良事業所」 焼津営業所受賞



9.安全管理規定・

安全統括管理者

1. 安全管理規程

安全管理規程

静鉄ジョイステップバス株式会社
平成 25 年 10 月 1 日 制定
平成 25 年 10 月 1 日 実施
平成 29 年 5 月 12 日 改定
平成 31 年 4 月 23 日 改定
令和元年 12 月 16 日 改定

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第五章 事業の管理の受委託に関する取扱い

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 1 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 3 輸送の安全に関する基本的な方針を、安全輸送方針として定め社員、外部に対して公表するものとする。

（安全輸送方針）

静鉄ジョイステップバス株式会社は、静鉄グループの「安心、安全、快適のあくなき追及」という経営理念のもと、旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、絶えず事故防止活動を継続することを誓います。

私たちの運転行動は「認知、判断、操作」であり、そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を秘めています。

常に正しい認知をするために社員は健康管理を確実にを行います。

常に適切な判断をするために社員は、交通ルールや社内規則を守ります。

常に正確な操作をするために社員は、車両を確実に点検し、訓練によって運転技術を磨きます。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び訓練・研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 道路運送法第 35 条に規定する管理の受委託の実施にあつては、受託者及び委託者は相互に協力・連携し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。

（輸送の安全に関する目標）

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

- 一 会社全体の年間目標
- 二 会社全体の月間目標

（輸送の安全に関する計画）

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 営業部長「貸切バス事業の営業及び管理担当」、総務部長「広報、財務、人事、労務管理、運行における管理、教育及び車両担当」（以下「担当部長」という）は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、担当部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合における指揮命令等については他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 第三条の輸送の安全に関する方針、第四条の輸送の安全に関する重点施策、第五条の輸送の安全に関する目標及び第六条の輸送の安全に関する計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役に報告すること。
- 六 社長はじめ取締役に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 第三条の輸送の、安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、第六条の輸送の安全に関する計画に従い、第四条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長はじめ取締役と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙「緊急体制連絡網」により行なう。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に対して公表すると共に国土交通大臣に対して報告するものとする。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標及び当該、目標の達成状況
 - ③ 自動車報告規則第二条に規定する事故に関する統計
(総件数および類似別の事故件数)
 - ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
 - ⑥ 輸送の安全に関する計画
 - ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - ⑨ 安全統括管理者、安全管理規定
 - ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
 - ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果および、それを踏まえた措置内容
 - ⑫ 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関わる情報
 - ⑬ 事業用自動車に関わる情報
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役等に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は 5 年間とする。

第五章 事業の管理の受委託に関する取扱い

(適用する運行管理規定)

第十九条 事業の管理の受委託に係る運行管理に関しては、受託者の定める運行管理規定による。

(運行管理者に対する届出)

第二十条 管理の受委託に係る統括運行管理者及び運行管理者の選任・変更・解任が生じた場合は、受託者から委託者へ速やかに報告するものとし、委託者が届け出るものとする。

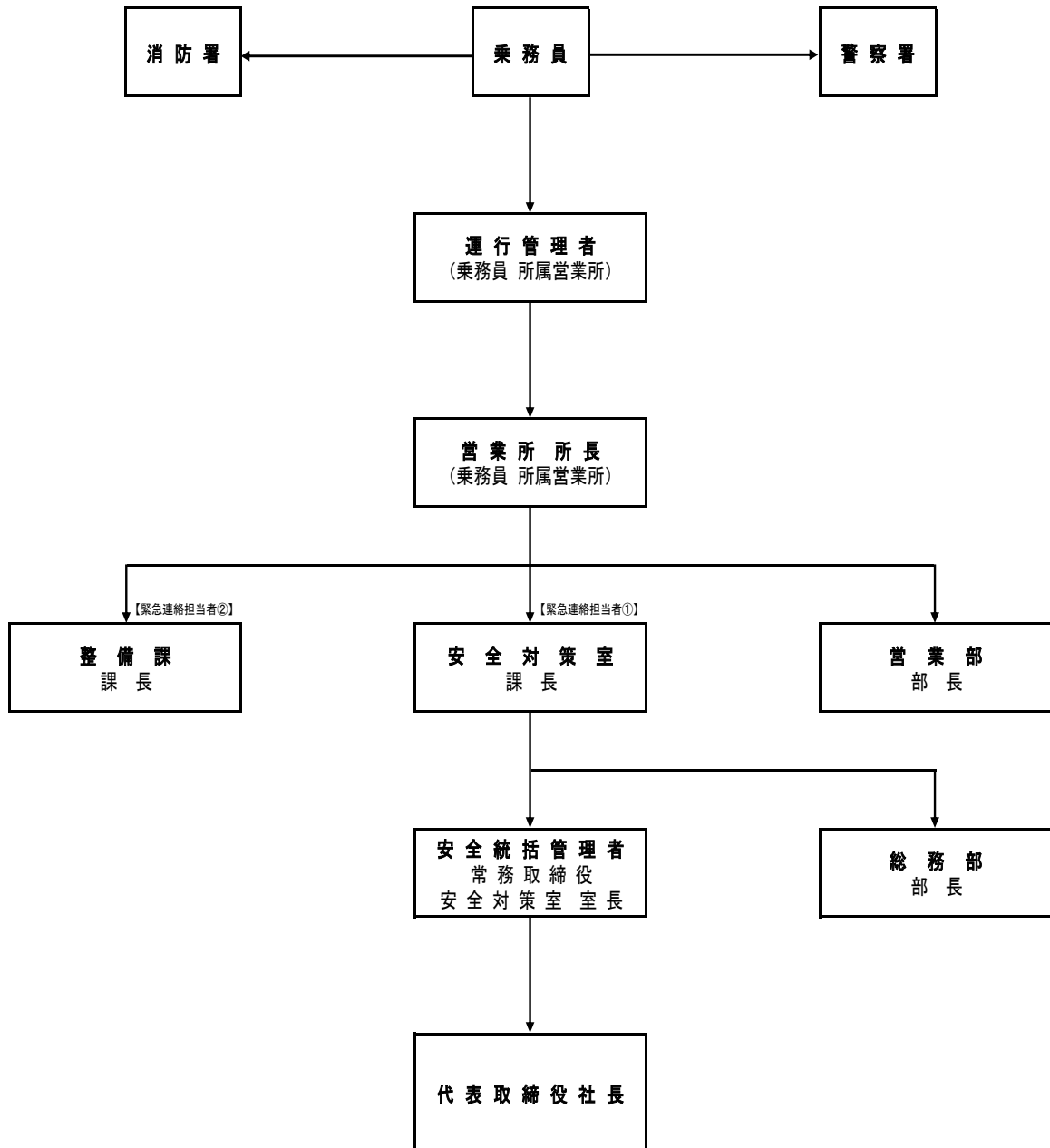
(事故に対する報告等)

第二十一条 事業の管理の受委託に係る路線において、自動車事故報告規則に基づく事故が発生した場合には、受託者から委託者へ速やかに連絡、報告を行い、委託者は受託者より速やかに報告を受け、所轄運輸支局へ報告等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 安全統括管理者

道路運送法第22条の2 第4項の規定により、2013年10月1日に常務取締役の池田博久（2019年4月1日より安全対策室長を委嘱）を安全統括管理者として選任しております。安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条の5に規定する要件を満たしております。

10.事故、災害等に関する 報告連絡体制



一般貸切自動車運送業者安全情報

報告年度	2022年度（令和4年度）																														
事業者名	静鉄ジョイステップバス株式会社																														
代表者	代表取締役社長 三浦 孝文																														
安全統括管理者	常務取締役（安全対策室長委嘱） 池田 博久																														
許可年度	1991年度（平成3年度）																														
許可条件	一般貸切旅客自動車運送事業																														
主たる事業所住所	静岡県焼津市塩津294-5																														
報告担当者	安全対策室 係長 大石 美穂																														
担当者連絡先	054-639-5066																														
営業所一覧	<p>【焼津営業所】 静岡県焼津市塩津294-5</p> <p>【掛川営業所】 静岡県掛川市葛川452-1</p>																														
車庫数	2棟（上記2営業所）																														
休憩、仮眠施設	同上																														
届出運賃	公示運賃																														
バス協会加盟	一般社団法人静岡県バス協会																														
安全管理規程	設定有り 国土交通省への届出有り																														
運輸安全マネジメント	内部監査有り																														
セミナー受講	有り																														
教育、研修回数	<p>【焼津営業所】</p> <table> <tr> <td>運転者</td> <td>教育</td> <td>11回</td> <td>研修</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>運行管理者</td> <td>教育</td> <td>7回</td> <td>研修</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>整備管理者</td> <td>教育</td> <td>4回</td> <td>研修</td> <td>1回</td> </tr> </table> <p>【掛川営業所】</p> <table> <tr> <td>運転者</td> <td>教育</td> <td>9回</td> <td>研修</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>運行管理者</td> <td>教育</td> <td>7回</td> <td>研修</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>整備管理者</td> <td>教育</td> <td>4回</td> <td>研修</td> <td>1回</td> </tr> </table> <p>※「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に沿って実施</p>	運転者	教育	11回	研修	3回	運行管理者	教育	7回	研修	3回	整備管理者	教育	4回	研修	1回	運転者	教育	9回	研修	3回	運行管理者	教育	7回	研修	5回	整備管理者	教育	4回	研修	1回
運転者	教育	11回	研修	3回																											
運行管理者	教育	7回	研修	3回																											
整備管理者	教育	4回	研修	1回																											
運転者	教育	9回	研修	3回																											
運行管理者	教育	7回	研修	5回																											
整備管理者	教育	4回	研修	1回																											

正社員運転者数	焼津 27名 掛川 3名
正外運転者数	焼津 5名 掛川 6名
運転者平均勤続年数	焼津 13年 掛川 7年
平均給与水準	正規：C ・ 正規外：D ※賞与含む
運行管理者選任数	焼津4名（補助9名） 兼務4名（兼務9名） 掛川3名（補助3名） 兼務3名（兼務3名）
整備管理者選任数	焼津1名（補助 16名） 掛川1名（補助 4名）
保有台数	57台 焼津 大型35台 中型7台 小型4台 計46台 掛川 大型11台
最新車齢	大型 2021年式 中型 2021年式 小型 2022年式
最古車齢	大型 2002年式 中型 2004年式 小型 2020年式
ドライブレコーダー装着車両台数	大型46台 中型7台 小型4台（全車装着）
デジタルタコグラフ搭載車両数	大型46台 中型7台 小型4台（全車搭載）
ASV搭載車両数	大型21台 小型3台
主たる運行形態	観光輸送（昼間） *全車共通
保険の加入情報	対人：無制限 ・ 対物：300万 *全車共通

今後も「運輸の安全安心」に、
役員・従業員が
一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

総務部総務課 (054) 639-5011

2022年度 運輸安全報告書
静鉄ジョイステップバス株式会社
安全対策室
〒425-0085
静岡県焼津市塩津294-5
<http://www.joystep.co.jp/company/contact.html>

2023年6月発行